

里親及び特別養子縁組の現状について

社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			9,949世帯	3,644世帯	4,731人		ホーム数	257か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	7,893世帯	2,905世帯	3,599人			
		専門里親	676世帯	174世帯	206人			
		養子縁組里親	3,072世帯	222世帯	224人			
	親族里親	485世帯	471世帯	702人	委託児童数	1,172人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	134か所	602か所	43か所	58か所	243か所	123か所
定員	3,865人	33,017人	1,962人	3,753人	4,869世帯	826人
現員	2,939人	27,828人	1,358人	1,397人	3,465世帯 児童5,766人	486人
職員総数	4,539人	16,672人	995人	1,788人	2,067人	519人

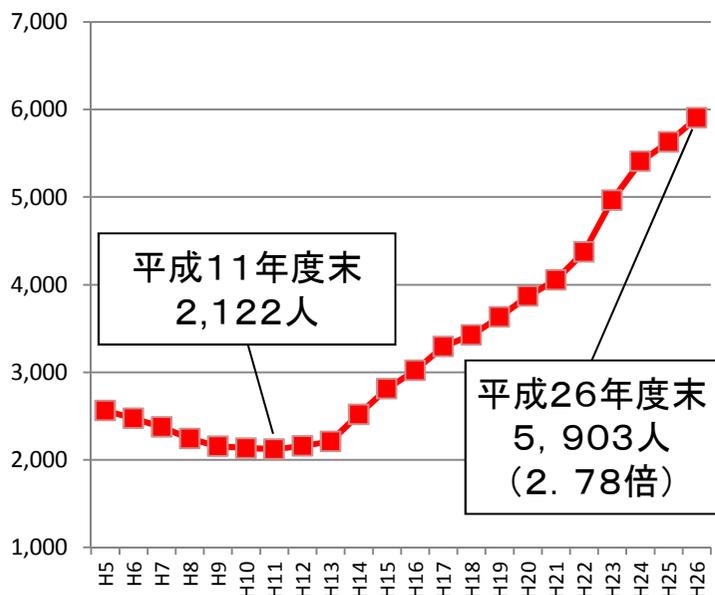
※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成27年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成26年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	1,218か所
地域小規模児童養護施設	329か所

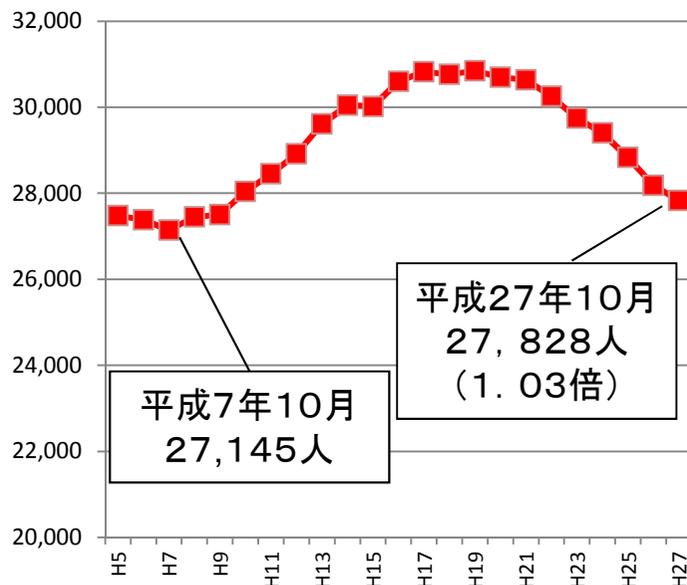
(2) 要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約2.8倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約2割増となっている。

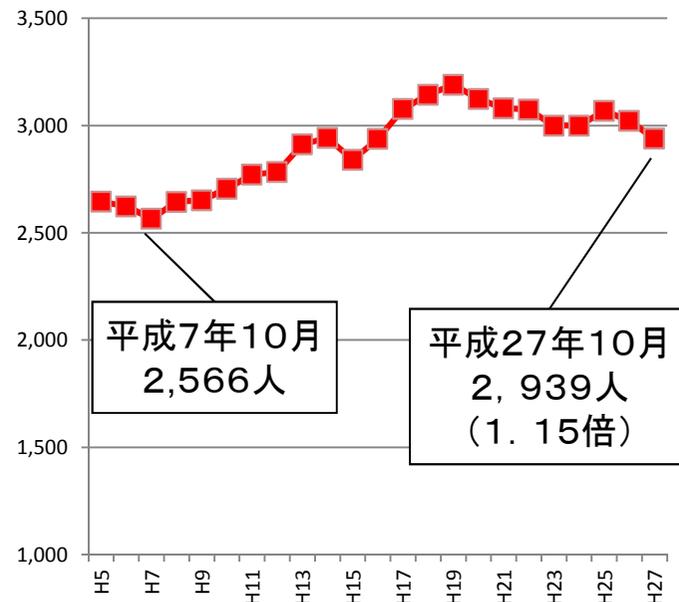
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

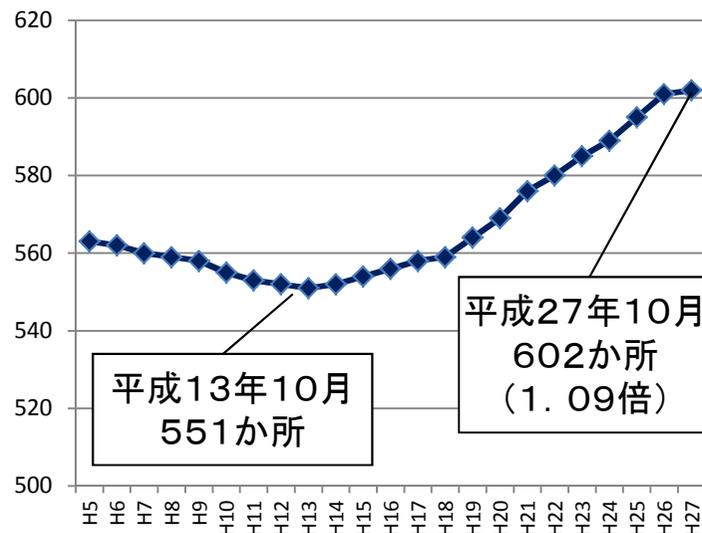


○ 乳児院の入所児童数

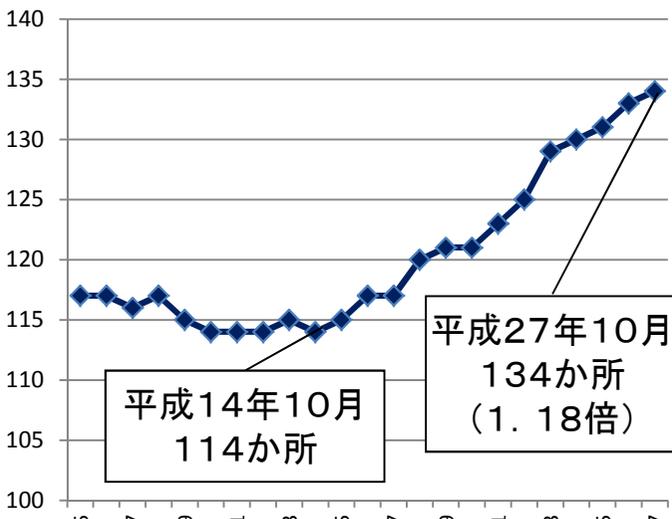


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
 里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位:人数(人)、[]構成割合(%)

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～ 5歳	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	4,610 [14.4]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]	16,400 [51.2]
6歳～ 11歳	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	13,820 [43.1]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]	12,330 [38.5]
12歳～ 17歳	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	13,110 [40.9]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]	3,310 [10.3]
18歳 以上	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	500 [1.6]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —	— —
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 年齢	11.2歳	10.2歳	11.1歳	10.2歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳	6.0歳

注)総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在所期間

単位:人数(人)、[]構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]	17,880 [55.8]
4年以上～ 8年未満	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]	8,990 [28.1]
8年以上～ 12年未満	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]	4,190 [13.1]
12年以上	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]	980 [3.1]
総数	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	32,040 [100.0]
平均 期間	4.9年	4.4年	4.7年	4.3年

注)総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由 (養護問題発生理由)

単位:人数(人)、[]構成割合(%)

	H25	H15	H4	S58		H25	H15	H4	S58
(父・母・父母の)死亡	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	3,070[9.6]	(父・母の)就労	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]	220[0.7]
(父・母・父母の)行方不明	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	9,100[28.4]	(父・母の)精神疾患等	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]	1,760[5.5]
父母の離婚	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	6,720[21.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、 棄児、養育拒否)	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]	2,890[9.0]
父母の不和	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	630[2.0]	破産等の経済的理由	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]	
(父・母の)拘禁	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	1,220[3.8]	児童問題による監護困難	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]	
(父・母の)入院	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	4,090[12.8]	その他・不詳	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]	2,340[7.3]
児童養護施設(旧養護施設)入所児童等調査					総数	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]	32,040[100.0]

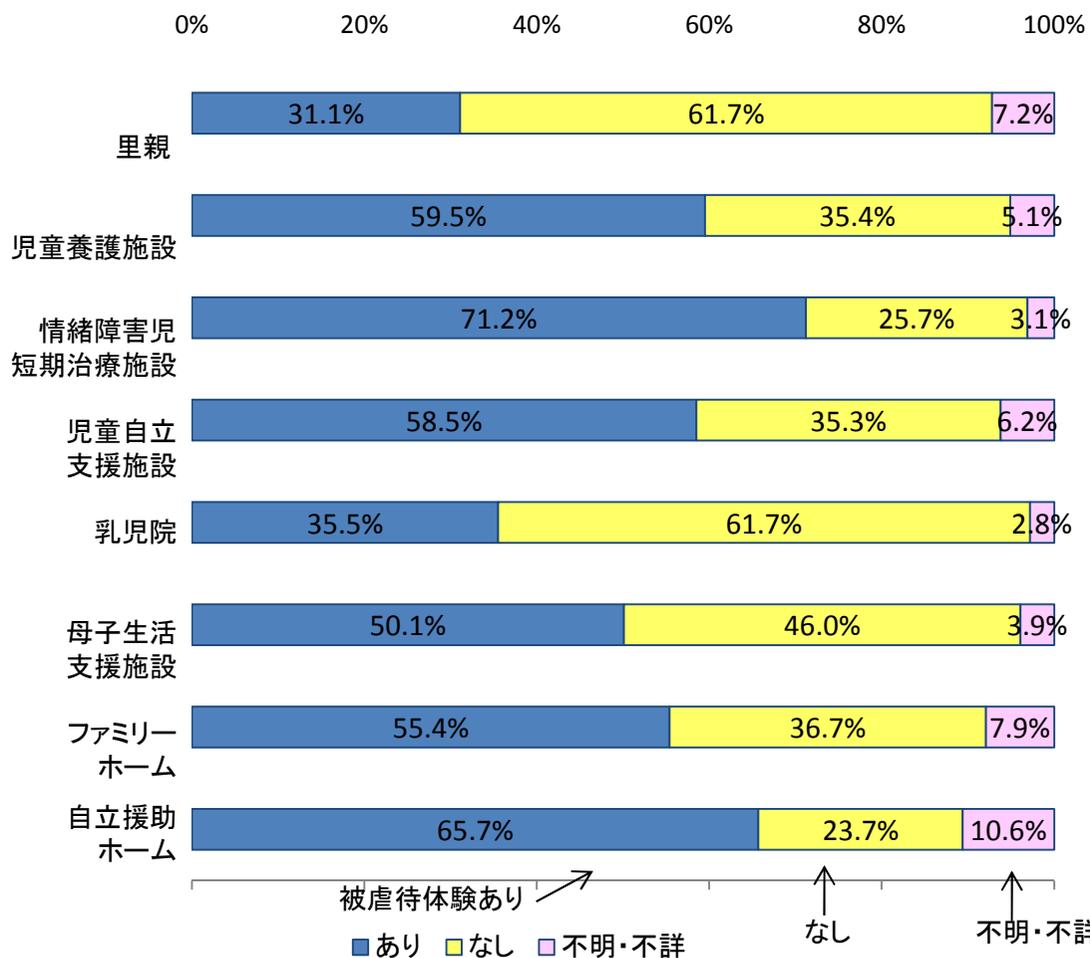
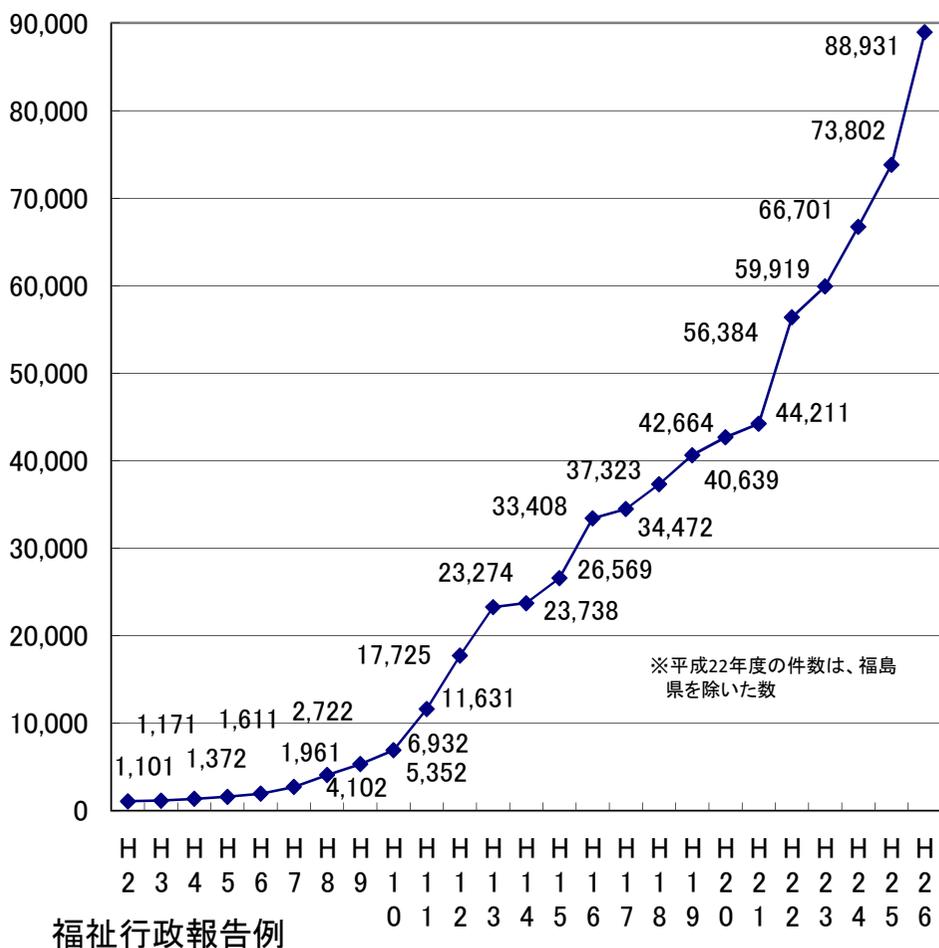
(3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度には約7.6倍に増加。

○ 児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は、虐待を受けている。

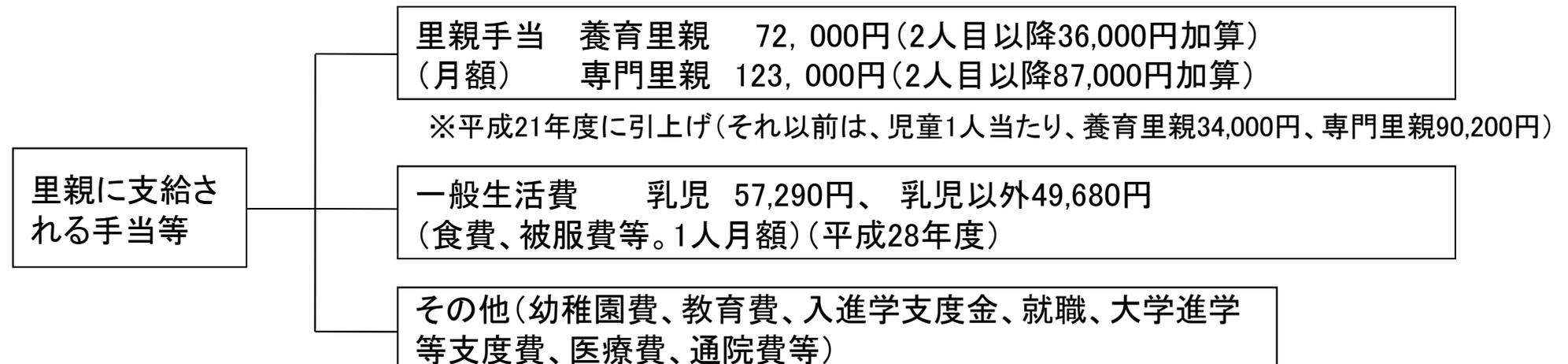
(件数)



里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと



里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成15年の8.1%から、平成27年3月末には16.5%に上昇
- 少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。

ファミリーホームは、平成26年度末で257か所、委託児童1,172人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・少子化社会対策大綱（平成27年3月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%の目標

平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）

普通養子縁組と特別養子縁組について

- 普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。
- **特別養子縁組**は、昭和48年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあっせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、**戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式**をとるものとして、昭和62年に成立した縁組形式。

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親: 成年に達した者

養子: 尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>

養親の請求に対し**家裁の決定**により成立

実父母の同意が必要(ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない)

<要件>

養親: 原則25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可)

配偶者がある者(夫婦双方とも養親)

養子: **原則、6歳に達していない者**

子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との**親族関係が終了する**

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

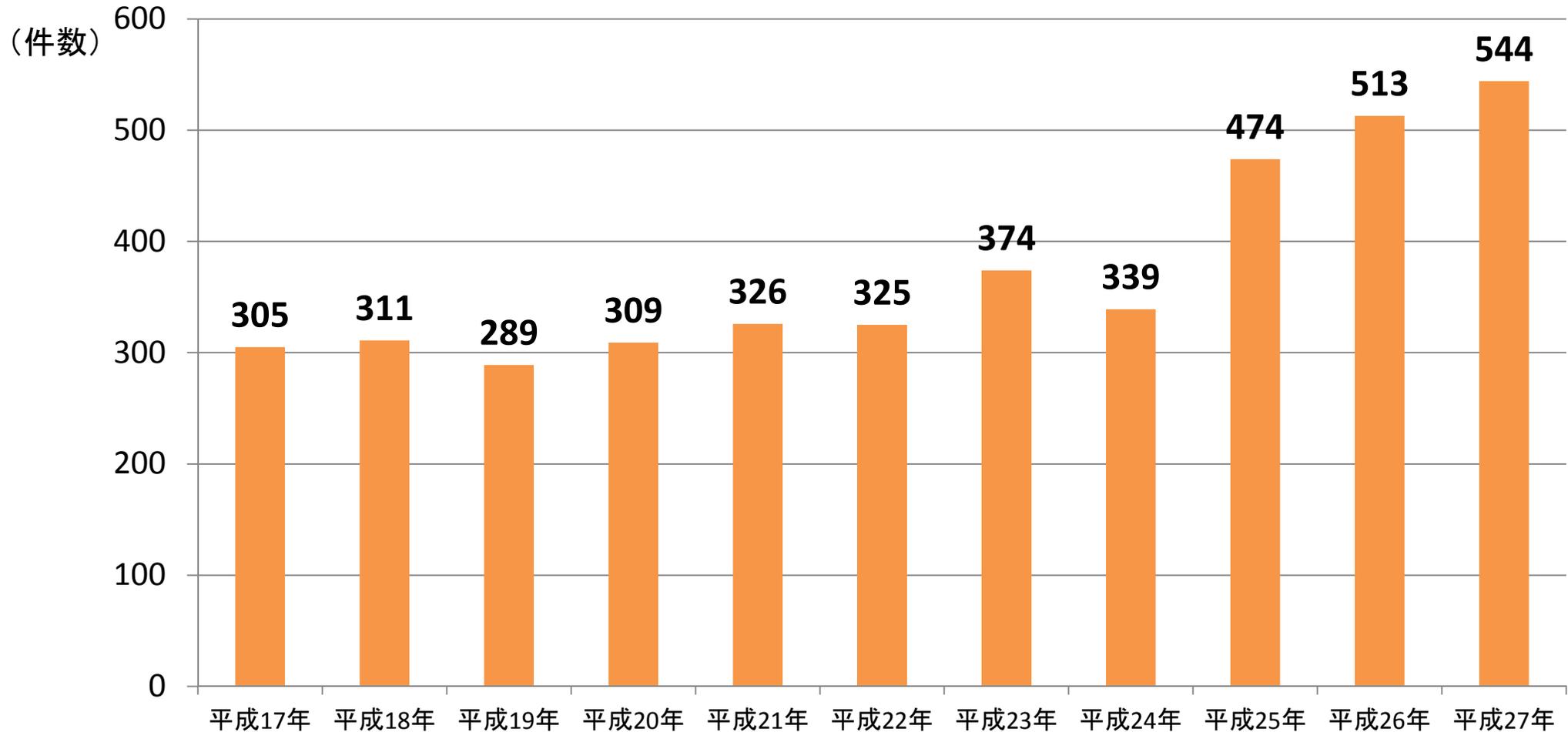
養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男(長女)」等と記載

特別養子縁組の成立件数

- 特別養子縁組は、保護者のない子どもや実親により養育が困難な子どもに温かい家庭を与えるとともに、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る仕組みである。
- 特別養子縁組の成立数は、横ばいで推移してきたが、ここ3年で大きく増加。



(参考) 特別養子縁組の離縁件数

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
2	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0

※ 出典：司法統計(「特別養子縁組の成立」、「その離縁に関する処分」として申し立てられ受理された事件の認容件数)

諸外国における養子縁組の状況

	種類	養子の年齢	実親の同意 (原則)	実親との関係	成立件数	人口	人口比
日本	特別養子	6歳未満	必要 (ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合を除く。)	終了	513人	1億2,708万人	0.001% (成立件数の合計 /人口)
	普通養子	制限なし	15歳未満の子の養子は必要	存続	710人 (未成年養子に限る) ※普通養子縁組の許可件数		
ドイツ	未成年養子	18歳未満	必要 (ただし、意思表示ができない、居所が継続的に知れない場合を除く。) ※無関心により子に過度の不利益がある場合等は家庭裁判所が同意補充	終了	3,805人	8,120万人	0.005% (未成年養子成立 件数/人口)
	成年養子	18歳以上		存続	—		
フランス	完全養子	原則15歳以下	必要 (ただし、意思表示ができない、親権を取り上げられている、同意の拒否が濫用であると裁判所が判断する場合を除く。)	終了	3,964人	6,180万人	0.006% (完全養子成立件 数/人口)
	単純養子	制限なし		存続	9,412人		
イギリス	区別なし	18歳未満	必要 (ただし、親が見付からない、同意することができない、子の福祉のために同意不要と裁判所が判断する場合を除く。)	終了	4,734人	5,608万人	—
アメリカ	区別なし	制限なし	必要 (ただし、同意を不要とすることが子の最善の利益に資すると裁判所が判断する場合を除く。)	終了	119,514人	3億1,439万人	—

(出典) 国立国会図書館調査及び立法考査局調べを基に作成

司法統計(平成26年)、戸籍統計(平成26年)、国勢調査(平成26年)、World Economic Outlook Databases(平成28年4月版)

(データ年次) ドイツ:平成26年 フランス:平成19年 イギリス:平成23年 アメリカ:平成24年

※イギリスのデータはイングランド及びウェールズのみ。

(注) 日本の普通養子に関する成立件数は、未成年者に関し「養子をするについての許可」の認容件数(司法統計(平成26年))であり、「自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合」の件数は含まれていない。

<参照条文>民法(明治29年法律第89号)(特別養子縁組関係抜粋)

(特別養子縁組の成立)

第817条の2 家庭裁判所は、次条から第八百十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組(以下この款において「特別養子縁組」という。)を成立させることができる。

2 (略)

(養親の夫婦共同縁組)

第817条の3 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子(特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。)の養親となる場合は、この限りでない。

(養親となる者の年齢)

第817条の4 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳に達しているときは、この限りでない。

(養子となる者の年齢)

第817条の5 第八百十七条の二に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が八歳未満であって六歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。

(父母の同意)

第817条の6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(子の利益のための特別の必要性)

第817条の7 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

(監護の状況)

第817条の8 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。

2 前項の期間は、第八百十七条の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

(実方との親族関係の終了)

第817条の9 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。